

川越市介護予防・日常生活支援総合事業の回数制導入についてのQ&A

NO	質問	回答	回答日
1	ケアプランには月額報酬としてサービスを定めていたが、結果として月1回しか利用しなかった場合、請求はどうか。	ケアプランに定めた区分での請求となるため、月額報酬で算定してください。	8月19日
2	回数制での利用の場合、利用回数や単位数に上限があるか。	「通所型独自サービス1回」については、1月の中で4回、「通所型独自サービス2回」では1月の中で8回までの上限があります。訪問型サービスには回数としての上限はありませんが、基本は月額報酬での算定単位数を超えない程度で算定してください。	8月19日
3	月に5回のサービス提供となった場合について	月額報酬制での計画の場合は、ケアプランに定めた区分での請求となるため、月額報酬制で算定してください。回数制での計画の場合は、1回あたりの単位数かける5で算定していただくこととなりますが（通所型独自サービス1回数は除く）、その場合上記No.2にある通り月額報酬制の単位数を超えてしまうので、次月の利用予定回数が5回を超える場合は月額報酬制のケアプランにいただくのが望ましいです。	8月19日
4	ケアプランに計画していたサービスと、結果として利用したサービス内容に変更がある場合は請求はどうか。	月の途中でサービス内容が変更になった場合でも、ケアプランに位置付けたサービス内容で請求することとなります。ただし、ケアプランの内容と異なるサービス利用が継続する見込みがある場合は速やかにケアプランの変更が必要です。	8月19日
5	日割り計算についてはどうか。	回数制でケアプランを作成している場合は日割り計算は不要です。月額報酬制の場合は従来通り理由に応じて日割り計算を行っていただくこととなります。	8月19日
6	月額報酬制か回数制かをケアプランのどこに記載すればよいか。	サービス提供内容を記載する部分等に記載してください。	8月19日
7	請求ソフトで回数制を請求できるか。	利用している請求ソフトのベンダーにご確認ください。国民健康保険団体連合会への回数制のマスタ登録は完了しております。県内他市でも回数制をすでに行っている市町村はありますので、請求に際して大きな問題はないと想定しています。	8月19日
8	回数制の説明で、「回数が週ごとに異なるなど不定期な場合」と記載がありますが、弊社デイサービスでは集中的な利用や不定期で利用されている方はいない状態です。この場合は従来通りの月額報酬制を継続して行うことで問題はないでしょうか。	「回数が週ごとに異なるなど不定期な場合」はあくまで例のため、各利用者の担当ケアマネジャーも同様の認識かどうかをご確認いただき、10月以降も全員が月額報酬制のケアプランということでしたら、お見込みのとおりです。下記No. 9もご参考してください。	9月2日
9	標準的なサービスについての使い方の例で集中的に利用する場合や回数が週ごとに異なる場合など不定期に使う場合を想定していると記載してありますが、要支援2の方が週1回定期的に通所する場合、月額報酬制と回数制はどちらの適応になるでしょうか。	不定期に使う場合のみ回数制が選択可能というわけではありませんので、要支援2の方の場合、月に8回までの利用計画でしたら回数制の選択も可能です。どちらの適用になるかは利用者にご説明の上で選んでいただけてください。	9月2日
10	月に5回の予定であったが、キャンセル等で4回になった場合について	上記No. 2及びNo. 3をご参照ください。回数制の計画であった場合のキャンセル料に関してのお問い合わせでしたら、保険者として金額を定めるものではございません。利用者との契約等の上でキャンセル料を徴収することに関しては可能です。	9月2日
11	10月から回数制限導入にあたり、重要事項説明書の差し替えが必要でしょうか？4月の法改正で差し替えを行ったばかりなのですが、再度差し替えを行ったほうがよろしいでしょうか？	お手数ですが、差し替え等の方法により、変更点を説明し、同意を得たという証拠書類の作成をお願いいたします。	9月2日
12	訪問型サービス（独自）（A2）生活援助中心の45分ジャスト設定のサービスは、①20分～45分の生活援助②45分以上の生活援助上記①②のどちらとなるか回答願いたい。	②となります。	9月2日
13	川越市として、現在の利用者への説明はどのような方法で行いますか。	利用者へ直接説明を行う予定はありません。新たに印刷するパンフレットへの掲示や、利用者への配布用資料を作成し、ケアマネジャー経由での交付を想定しています。	9月2日
14	認定が出る前に暫定でデイサービスを週1回利用していて要支援2になった場合、プラン上で回数制としなくても事業所で週2回に変える手続きが済むまでの期間は回数で請求してもよいか。	回数制の場合の暫定ケアプランも作成していただければ、事業所の手続きを待つ間であっても、プランにない請求方法をとる必要はなくなると想定しています。	9月2日
15	新たに回数制が導入されますが、他市では回数制のみのところもあるようです。川越市が月額報酬を残した理由を教えてください。	今まで川越市が月額報酬制のみであったこと等を鑑みて、いきなり回数制のみへと変えることによって生じる利用者負担や、事業所負担等を抑えるためです。	9月2日
16	月額報酬制か回数制かはケアプランに定めた区分での請求ということですが、事業所としてもケースごとに月額報酬か回数制のどちらかを提案してもよいか？また提案と異なる場合、サービス提供の拒否は可能か。	提案に関して妨げるものはありませんが、あくまで提案のみであって、決めるのは利用者やその家族となるため、提案と異なるという理由でサービス提供を拒否することは出来ません。	9月2日
17	回数制の導入の目的は何ですか？	月額報酬制のみでは対応が難しい場合が出てきており、多様な利用を選択可能とするために回数制を導入いたします。	9月2日
18	今後通所型や訪問型のサービス事業所で、自事業所は回数制を導入しないと選択することは可能でしょうか。今までも事業所により週一回利用でも5回ある場合は4回までと決めている事業所や訪問型は1時間未満は45分までとしている事業所があり、事業所独自でするしないを決めることができるのでしょうか。	事業所独自で選択することは出来ません。	9月2日
19	月額制⇔回数制に変更する場合は軽微な変更にあたるのか。変更毎、サービス担当者会議を開催すると、かなりの負担になると思います。	月額制⇔回数制の変更理由によって軽微な変更に該当する場合があるものと考えられます。目標やサービス提供事業所が変わる場合や、サービス提供の計画回数が大幅に変わる場合は、一連の業務が必要となります。	9月2日

20	Q&Aを確認し、利用実績ではなく、『介護予防サービス計画書に定めた区分で請求を行う』と理解いたしました。 月額報酬制・回数制の選択について質問です。 例えば、介護予防サービス計画書には月額報酬制と記載しているが、「休む予定が多く12月のみ回数制」、回数制と記載しているが、「12月は5週あるので月額制」との申し出が事前にあった場合、介護予防サービス計画書及び通所型サービス計画書を都度変更し、選択変更が可能となりますか。 または、介護予防サービス計画書及び通所型サービス計画書を変更せずに臨時的・一時的なものとして、“軽微な変更”として対応することとなりますか。	介護予防サービス計画書及び通所型サービス計画書を都度変更していただければ、選択変更は可能です。 また、左記の理由でしたら、軽微な変更としても該当となりえるものだと存じます。	9月2日
21	要支援2の方で、デイサービス利用が週1回のみの方は、回数制での対象になりますか？ また、要支援1では、週1回の利用というのは変わらないですか？回数制で週2回利用は？	利用者への説明、同意後にケアプランに位置付けていただければ、回数制での対象になります。 通所型サービスの場合は、回数制の場合でも要支援1の方は月4回までの請求のため、週1回の利用というのは変わらないです。回数制で週2回利用は原則要支援2の方のみです。	9月2日